

改正案	現行
<p>（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）</p> <p>第四条の七（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 当該長期信用銀行及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項において同じ。）に関する次に掲げる書類</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 当該認可後における当該長期信用銀行及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率（銀行法第十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。次項第二号、第十八条の三第二号及び第三号、第二十一条第十二号、第二十一条の二第十一号、第二十二條第七号並びに第二十六条第一項において同じ。）の見込みを記載した書類</p> <p>四・五（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>（長期信用銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等）</p> <p>第五条の二の六 長期信用銀行を子会社とする持株会社になろうとす</p>	<p>（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）</p> <p>第四条の七（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 当該長期信用銀行及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項において同じ。）に関する次に掲げる書類</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 当該認可後における当該長期信用銀行及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率（銀行法第十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。次項第二号、第十八条の三第二号、第二十一条第十二号、第二十一条の二第十一号、第二十二條第七号及び第二十六条第一項において同じ。）の見込みを記載した書類</p> <p>四・五（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>（長期信用銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等）</p> <p>第五条の二の六 長期信用銀行を子会社とする持株会社になろうとす</p>

る会社は、法第十六条の二の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 当該認可後三営業年度における当該会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率（銀行法第五十二条の二十五に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。以下この条、第五条の九、第二十五条の八の二第一項第三号及び第四号、第二十五条の十第一項第九号、第二十五条の十の二第一項第九号、第二十五条の十一第一項第六号並びに第二十六条第三項において同じ。）の見込みを記載した書類

五・六 (略)

2～6 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十八条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 長期信用銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの
イ (略)

ロ 直近の五営業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1)～(10) (略)

る会社は、法第十六条の二の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一～四 (略)

四 当該認可後三営業年度における当該会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率（銀行法第五十二条の二十五に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。以下この条、第五条の九、第二十五条の八の二第一項第三号、第二十五条の十第一項第九号、第二十五条の十の二第一項第九号、第二十五条の十一第一項第六号及び第二十六条第三項において同じ。）の見込みを記載した書類

五・六 (略)

2～6 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十八条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 長期信用銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの
イ (略)

ロ 直近の五営業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1)～(10) (略)

(11) 単体自己資本比率（銀行法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。第五号、第二十条第九号及び第二十一条の二第九号において同じ。）

(12)・(13) (略)

ハ (略)

四 (略)

五 長期信用銀行の直近の二営業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ〜チ (略)

リ 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨

2 (略)

第十八条の三 銀行法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 長期信用銀行及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

ト 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨

(長期信用銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書

(11) 単体自己資本比率（銀行法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。第二十一条第九号及び第二十一条の二第九号において同じ。）

(12)・(13) (略)

ハ (略)

四 (略)

五 長期信用銀行の直近の二営業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ〜チ (略)

(新設)

2 (略)

第十八条の三 銀行法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 長期信用銀行及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

(新設)

(長期信用銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書

<p style="text-align: right;">類の縦覧等)</p> <p>第二十五条の八の二 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ～へ (略)</p> <p>ト 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨</p> <p>2～4 (略)</p>	<p style="text-align: right;">類の縦覧等)</p> <p>第二十五条の八の二 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ～へ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2～4 (略)</p>
---	---

長期信用銀行法施行規則別紙様式

改 正 案	現 行
<p>別紙様式第1号【長期信用銀行の中間業務報告書】 中間業務報告書</p> <p>第1 中間営業概況書 1～5 (略) 6 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕 (表略) 〔国内基準に係る単体自己資本比率〕 (表略) (記載上の注意) 1～5 (略) <u>6 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。</u></p> <p>第2～第5 (略)</p>	<p>別紙様式第1号【長期信用銀行の中間業務報告書】 中間業務報告書</p> <p>第1 中間営業概況書 1～5 (略) 6 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕 (表略) 〔国内基準に係る単体自己資本比率〕 (表略) (記載上の注意) 1～5 (略) (新設)</p> <p>第2～第5 (略)</p>
<p>別紙様式第1号の2【特定取引勘定設置長期信用銀行の中間業務報告書】 中間業務報告書</p> <p>第1 中間営業概況書 1～5 (略) 6 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕 (表略) 〔国内基準に係る単体自己資本比率〕 (表略) (記載上の注意) 1～5 (略) <u>6 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。</u></p> <p>第2～第5 (略)</p>	<p>別紙様式第1号の2【特定取引勘定設置長期信用銀行の中間業務報告書】 中間業務報告書</p> <p>第1 中間営業概況書 1～5 (略) 6 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕 (表略) 〔国内基準に係る単体自己資本比率〕 (表略) (記載上の注意) 1～5 (略) (新設)</p> <p>第2～第5 (略)</p>

<p>別紙様式第2号【長期信用銀行の業務報告書】 業務報告書</p> <p>第1 営業概況書 1～13 (略)</p> <p>14 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕 (表略) 〔国内基準に係る単体自己資本比率〕 (表略) (記載上の注意) 1～5 (略)</p> <p><u>6 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。</u></p> <p>第2～第7 (略)</p>	<p>別紙様式第2号【長期信用銀行の業務報告書】 業務報告書</p> <p>第1 営業概況書 1～13 (略)</p> <p>15 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕 (表略) 〔国内基準に係る単体自己資本比率〕 (表略) (記載上の注意) 1～5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第2～第7 (略)</p>
<p>別紙様式第2号の2【特定取引勘定設置長期信用銀行の業務報告書】 業務報告書</p> <p>第1 営業概況書 1～14 (略)</p> <p>15 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕 (表略) 〔国内基準に係る単体自己資本比率〕 (表略) (記載上の注意) 1～5 (略)</p> <p><u>6 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。</u></p> <p>第2～第7 (略)</p>	<p>別紙様式第2号の2【特定取引勘定設置長期信用銀行の業務報告書】 業務報告書</p> <p>第1 営業概況書 1～14 (略)</p> <p>15 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕 (表略) 〔国内基準に係る単体自己資本比率〕 (表略) (記載上の注意) 1～5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第2～第7 (略)</p>

<p>別紙様式第3号【長期信用銀行の中間連結業務報告書】 中間連結業務報告書</p> <p>第1 中間営業概況書 1・2 (略) 3 連結自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕 (表略) 〔国内基準に係る連結自己資本比率〕 (表略) (記載上の注意) 1～5 (略) 6 <u>連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合 には、その旨を欄外に記載すること。</u></p> <p>第2 (略)</p>	<p>別紙様式第3号【長期信用銀行の中間連結業務報告書】 中間連結業務報告書</p> <p>第1 中間営業概況書 1・2 (略) 3 連結自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕 (表略) 〔国内基準に係る連結自己資本比率〕 (表略) (記載上の注意) 1～5 (略) (新設)</p> <p>第2 (略)</p>
<p>別紙様式第3号の2【長期信用銀行の連結業務報告書】 連結業務報告書</p> <p>第1 営業概況書 1・2 (略) 3 連結自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕 (表略) 〔国内基準に係る連結自己資本比率〕 (表略) (記載上の注意) 1～5 (略) 6 <u>連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合 には、その旨を欄外に記載すること。</u></p> <p>第2 (略)</p>	<p>別紙様式第3号の2【長期信用銀行の連結業務報告書】 連結業務報告書</p> <p>第1 営業概況書 1・2 (略) 3 連結自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕 (表略) 〔国内基準に係る連結自己資本比率〕 (表略) (記載上の注意) 1～5 (略) (新設)</p> <p>第2 (略)</p>

<p>別紙様式第 8 号【長期信用銀行持株会社の中間業務報告書】 中間業務報告書</p> <p>第 1 中間営業概況書 1 ~ 4 (略) 5 連結自己資本比率の状況 〔第一基準に係る連結自己資本比率〕 (表略) 〔第二基準に係る連結自己資本比率〕 (表略) (記載上の注意) 1 ~ 4 (略) <u>5 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合 には、その旨を欄外に記載すること。</u></p> <p>第 2 (略)</p>	<p>別紙様式第 8 号【長期信用銀行持株会社の中間業務報告書】 中間業務報告書</p> <p>第 1 中間営業概況書 1 ~ 4 (略) 5 連結自己資本比率の状況 〔第一基準に係る連結自己資本比率〕 (表略) 〔第二基準に係る連結自己資本比率〕 (表略) (記載上の注意) 1 ~ 4 (略) (新設)</p> <p>第 2 (略)</p>
<p>別紙様式第 9 号【長期信用銀行持株会社の業務報告書】 業務報告書</p> <p>第 1 営業概況書 1 ~ 7 (略) 8 連結自己資本比率の状況 〔第一基準に係る連結自己資本比率〕 (表略) 〔第二基準に係る連結自己資本比率〕 (表略) (記載上の注意) 1 ~ 4 (略) <u>5 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合 には、その旨を欄外に記載すること。</u></p> <p>第 2 (略)</p>	<p>別紙様式第 9 号【長期信用銀行持株会社の業務報告書】 業務報告書</p> <p>第 1 営業概況書 1 ~ 7 (略) 8 連結自己資本比率の状況 〔第一基準に係る連結自己資本比率〕 (表略) 〔第二基準に係る連結自己資本比率〕 (表略) (記載上の注意) 1 ~ 4 (略) (新設)</p> <p>第 2 (略)</p>